

蒲郡市資格審査会設置要綱

(趣旨等)

第1条 蒲郡市が発注する工事又は製造の請負、調査、測量、設計等の委託、物件の買入れ（以下「建設工事等」という。）の契約に係る入札において、入札の方法、入札参加業者の資格の審査及び選定等、入札の適正並びに公正を図るため、蒲郡市資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 資格審査会は、次に掲げる事項について審査決定する。

- (1) 蒲郡市建設工事請負業者選定要領に基づく、業者の選定
- (2) 蒲郡市制限付一般競争入札施行要領に基づく、設計金額が4,500万円以上の工事の入札参加資格
- (3) 蒲郡市共同企業体取扱要領に基づく、代表構成員の選定並びに入札参加資格
- (4) その他入札に関する事項

(資格審査会の構成)

第3条 資格審査会の構成は、次のとおりとする。ただし、資格審査会が必要と認めるときは、他の職員を加えることができる。

副市長、企画部長、総務部長、産業振興部長、建設部長、上下水道部長、都市開発部長、契約検査課長。

- 2 資格審査会の会長は、副市長をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、総務部長が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 資格審査会の会議は、会長が召集する。

- 2 資格審査会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。
- 5 資格審査会は、必要があると認めるときは、会議に係る市の職員の出席を

求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の結果)

第6条 会長は、資格審査会で決定した事項のうち議会の議決を要する建設工事等及び異例又は重要と認められるものについては、その結果を市長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 資格審査会の事務局は、総務部契約検査課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は資格審査会が定める。

附 則

この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。